

岡山県建築工事積算基準  
【令和2年7月改定部分 対比表】

岡山県土木部都市局建築営繕課

岡山県建築工事積算基準の改定について

改定

現行

II 共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用

II 共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用

	・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－3 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医

	・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－3 一般管理費

表－3 一般管理費	
項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、

	療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれかの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損益算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保険料その他の営業外費用

２ 共通仮設費の算定

（１）算定の基本

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費

ア 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げによ

	健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用

表－４ 付加利益

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損益算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保険料その他の営業外費用

２ 共通仮設費の算定

（１）算定の基本

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋積み上げによる共通仮設費

ア 共通仮設費は、表－１の内容について、費用を積み上げによ

り算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含まないものとする。

イ 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容（別表－１８，１９）については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

ウ 共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は、指名通知または入札公告に示された開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあつては１５日を減じ、一般競争入札にあつては２２日を減じ、議会の議決を経なければならぬものにあつては議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。

エ 共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、監理事務所の通常の備品、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用、施工中に発生する端材等の処理に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要

り算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含まないものとする。

イ 共通仮設費率は、別表－１から別表－７によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容（別表－１８，１９）については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

ウ 共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は、指名通知または入札公告に示された開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあつては１５日を減じ、一般競争入札にあつては２２日を減じ、議会の議決を経なければならぬものにあつては議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。

エ 共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、監理事務所の通常の備品、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用、施工中に発生する端材等の処理に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率を含む内容

項目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要

	する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用、施工中に発生する端材等の処理に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

ア 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、**共通仮設費率に0.9**を乗じる。

なお、積み上げによる共通仮設費は鉄骨工事以外の通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

イ 鉄骨工事として科目で取り扱う項目は別表-20の通り全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の積み上げにより算定する。

ウ 鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合及び鋼材を用いて耐震改修する場合は補正の対象とする。また、軽微な鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

エ 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(3) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事に、通常の建物本体工事に含まれない表-7に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は共通仮設率を1%として算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

表-7 その他工事

	する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用、施工中に発生する端材等の処理に要する費用（積込み、運搬費及び処分費）
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

ア 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、~~共通仮設費率=0.9~~**補正した**共通仮設費率を乗じる。

なお、積み上げによる共通仮設費は鉄骨工事以外の通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

イ 鉄骨工事として科目で取り扱う項目は別表-20の通り全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の積み上げにより算定する。

ウ 鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合及び鋼材を用いて耐震改修する場合は補正の対象とする。また、軽微な鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

エ 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(3) その他工事における補正

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事に、通常の建物本体工事に含まれない表-7に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は共通仮設率を1%として算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

表-7 その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事（別表-21）、造園工事（別表-22）、舗装工事（別表-23）、解体工事（別表-24）、電波障害防除設備工事、さく井設備工事、特殊空調設備工事、循環ろ過設備工事、排水処理設備工事、ごみ処理設備工事、搬送設備工事、機械式駐車設備工事、特殊ガス設備工事、実験機器設備工事、医療器具設備工事

(4) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。この場合、新営工事及び改修工事ともに、共通仮設費率に0.9を乗じる。

また、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、(2)アの補正值(0.9)に0.9を乗じる。

なお、既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理費、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(5) 発生材処分費の取り扱いについて

ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。

イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

(6) リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率とする。

(7) 設計変更の取り扱いについて

ア 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

イ 工事一時中止があった場合、共通仮設費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

3 現場管理費の算定

(1) 算定の基本

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事（別表-21）、造園工事（別表-22）、舗装工事（別表-23）、解体工事（別表-24）、電波障害防除設備工事、さく井設備工事、特殊空調設備工事、循環ろ過設備工事、排水処理設備工事、ごみ処理設備工事、搬送設備工事、機械式駐車設備工事、特殊ガス設備工事、実験機器設備工事、医療器具設備工事

(4) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。この場合、新営工事及び改修工事ともに、共通仮設費率に0.9を乗じる。

なお、既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理費、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(5) 発生材処分費の取り扱いについて

ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。

イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

(6) リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率とする。

(7) 設計変更の取り扱いについて

ア 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

イ 工事一時中止があった場合、共通仮設費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

3 現場管理費の算定

(1) 算定の基本

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現



## 場管理費

ア 現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費(産業廃棄物の処理に係る税を含む。)を含まないものとする。

イ 現場管理費率は、別表－８から別表－14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算すが、要員に関するもの及び工事実績情報(CORINS)の登録については下記による。

(ア) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外)は、積み上げにより算定して加算する。

(イ) 工事実績情報(CORINS)の登録等に要する費用

工事費(消費税含む)が2,500万円未満の昇降機設備工事は、その費用を積み上げにより、算定して加算する。ただし、2,500万円以上の工事費は、その率に含まれている。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。

ウ 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、指名通知または入札公告に示された開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあっては15日を減じ、一般競争入札にあっては22日を減じ、議会の議決を経なければならないものには議会の採決日(前年度の当該会の採決日を参考とする。)までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

エ 現場管理費率に含まれる内容は表－２による。

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

ア 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率に1.0を乗じる。

イ 鉄骨工事として科目で取り扱う項目は別表－20の通り全て補正の対象とする。

ウ 鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合及び鋼材を用いて耐震改修する場合は補正の対象とする。また、軽微な鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

エ 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所(地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。

## 場管理費

ア 現場管理費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費(産業廃棄物の処理に係る税を含む。)を含まないものとする。

イ 現場管理費率は、別表－８から別表－14によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算すが、要員に関するもの及び工事実績情報(CORINS)の登録については下記による。

(ア) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外)は、積み上げにより算定して加算する。

(イ) 工事実績情報(CORINS)の登録等に要する費用

工事費(消費税含む)が2,500万円未満の昇降機設備工事は、その費用を積み上げにより、算定して加算する。ただし、2,500万円以上の工事費は、その率に含まれている。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。

ウ 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、指名通知または入札公告に示された開札日から工期末までの期間の日数とするが、開札から契約までを考慮し、指名競争入札にあっては15日を減じ、一般競争入札にあっては22日を減じ、議会の議決を経なければならないものには議会の採決日(前年度の当該会の採決日を参考とする。)までの日数を減じる。

なお、月単位の換算は、30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

エ 現場管理費率に含まれる内容は表－２による。

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

ア 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、~~補正もた~~現場管理費率~~＝(1.0)~~を乗じる。

イ 鉄骨工事として科目で取り扱う項目は別表－20の通り全て補正の対象とする。

ウ 鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合及び鋼材を用いて耐震改修する場合は補正の対象とする。また、軽微な鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

エ 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所(地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。



(3) その他工事における補正  
建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他の工事を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

(4) 発生材処分費の取り扱いについて  
ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。  
イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

(5) リース料等の取り扱いについて  
仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。  
なお、現場管理費率は、これらの費用を含む純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

(6) 支給材を使用する工事の取り扱いについて  
支給材（発注者等が購入・製作した資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。  
ただし、再利用資機材については算定しない。

(7) 設計変更の取り扱いについて  
ア 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。  
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。  
イ 工事一時中止があった場合、現場管理費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

#### 4 一般管理費等の算定

(1) 算定の基本  
一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等

ア 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原

(3) その他工事における補正  
建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他の工事を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

(4) 発生材処分費の取り扱いについて  
ア 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。  
イ 発生材処分費（産業廃棄物の処理に係る税を含む。）を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

(5) リース料等の取り扱いについて  
仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。  
なお、現場管理費率は、これらの費用を含む純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

(6) 支給材を使用する工事の取り扱いについて  
支給材（発注者等が購入・製作した資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。  
ただし、再利用資機材については算定しない。

(7) 設計変更の取り扱いについて  
ア 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。  
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。  
イ 工事一時中止があった場合、現場管理費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

#### 4 一般管理費等の算定

(1) 算定の基本  
一般管理費等 = (工事原価 × 一般管理費等率) + 積み上げによる一般管理費等

ア 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原

価（産業廃棄物の処理に係る税を除く。）に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、次のとおり補正する。  
（ア）発注者が金銭的保証を必要とする場合（通常の契約）は、工事原価に0.04%を乗じた額を加算する。  
（イ）岡山県財務規則（昭和61年3月20日）第152条第3項の規定による場合は補正しない。  
イ 産業廃棄物の処理に係る税を含めて発注する場合、これらの費用の一般管理費等を算定しない。  
ウ 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。

- (2) 前払金支出割合による補正  
前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、別表-25の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。  
ただし、前払い金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対しては適用しない。
- (3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用について  
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を積み上げにより算出し、一般管理費等に加算する。
- (4) 設計変更の取り扱いについて  
設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。  
ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

## 5 その他

- (1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について  
ア 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。  
イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。  
ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

価（産業廃棄物の処理に係る税を除く。）に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、次のとおり補正する。  
（ア）発注者が金銭的保証を必要とする場合（通常の契約）は、工事原価に0.04%を乗じた額を加算する。  
（イ）岡山県財務規則（昭和61年3月20日）第152条第3項の規定による場合は補正しない。  
イ 産業廃棄物の処理に係る税を含めて発注する場合、これらの費用の一般管理費等を算定しない。  
ウ 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。

- (2) 前払金支出割合による補正  
前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、別表-25の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。  
ただし、前払い金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対しては適用しない。
- (3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用について  
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を積み上げにより算出し、一般管理費等に加算する。
- (4) 設計変更の取り扱いについて  
設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。  
ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正を行わない。

## 5 その他

- (1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について  
ア 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。  
イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。  
ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

エ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

オ 工事の内容により指定部分（設計図書により、発注者が工事の完成に先立って部分的に引渡しを受ける部分として指定した部分をいう。以下同じ。）と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-26に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。

エ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(3) 同一敷地又は隣接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は隣接した敷地を一括して算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は隣接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

エ 工事の内容により指定部分と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-26に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。

エ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

オ 工事の内容により指定部分（設計図書により、発注者が工事の完成に先立って部分的に引渡しを受ける部分として指定した部分をいう。以下同じ。）と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-26に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。

エ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(3) 同一敷地又は隣接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は隣接した敷地を一括して算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は隣接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

エ 工事の内容により指定部分と指定部分以外を分けて算定することができる。

ただし、別表-26に示すような工事内容及び工期が異なるが一括する工事の関連性が認められる場合若しくは工事工程の一部を先行して完成させる場合は、指定部分と指定部分以外を分けて算定せず、工事全体として算定する。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

ア 共通仮設費及び現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。

イ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事（発注時の工事種別をいう。以下同じ。）の一般管理費等率により算定する。

エ 昇降機設備工事を除くいずれかの工事を一括して発注する場合で工期が一つの場合は、主たる工事にそれ以外の工事の額を合算し、主たる工事の定めにより算定する。

(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費又は現場管理費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通仮設費又は現場管理費に関する定めにより算定する。

イ 一般管理費等は、営繕工事と営繕工事以外の工事の工事原価の合計額に対応するそれぞれの工事毎の定めにより算定する。

(6) その他工事を単独で発注する場合の共通費について  
1により区分し、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

(7) 後工事の扱いについて

ア 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内（隣接した敷地を含む。）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用し、同時期に発注した複数の工事を同一の者が請け負う場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の分類は別表-27のとおりとする。

イ 前工事及び後工事が改修工事で後工事を現に施工中の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、後工事のみを対象として算定する。ただし、後工事の工期の過半が前工事の工期と重なる場合はアにより算定する。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の

イ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事（発注時の工事種別をいう。以下同じ。）の一般管理費等率により算定する。

エ 昇降機設備工事を除くいずれかの工事を一括して発注する場合で工期が一つの場合は、主たる工事にそれ以外の工事の額を合算し、主たる工事の定めにより算定する。

(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合について

ア 共通仮設費又は現場管理費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通仮設費又は現場管理費に関する定めにより算定する。

イ 一般管理費等は、営繕工事と営繕工事以外の工事の工事原価の合計額に対応するそれぞれの工事毎の定めにより算定する。

(6) その他工事を単独で発注する場合の共通費について  
1により区分し、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

(7) 後工事の扱いについて

ア 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内（隣接した敷地を含む。）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用し、同時期に発注した複数の工事を同一の者が請け負う場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の分類は別表-27のとおりとする。

イ 前工事及び後工事が改修工事で後工事を現に施工中の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、後工事のみを対象として算定する。ただし、後工事の工期の過半が前工事の工期と重なる場合はアにより算定する。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の

分類は別表-27のとおりとする。

(8) 工事の一時中止に伴う増加費用について

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」（平成28年3月14日付国官技第346号）及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」（平成27年5月国土交通省官庁営繕部）による他、以下による。

ア 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。

イ 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。

ウ 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げて算定したものがあある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。

エ 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

オ 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。  
なお、設計変更においても同様とする。

カ 契約保証費は補正を行わない。

キ 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

分類は別表-27のとおりとする。

(8) 工事の一時中止に伴う増加費用について

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、~~「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱~~~~いについて」（平成元年2月8日付建設省技調発第57号）及び「営繕工事に係る工事一時中止ガイドライン」（平成21年1月国土交通省官庁営繕部）~~による他、以下による。

ア 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。

イ 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。

ウ 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げて算定したものがあある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。

エ 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

オ 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。  
なお、設計変更においても同様とする。

カ 契約保証費は補正を行わない。

キ 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

岡山県建築工事積算基準の改定について	
改 定	現 行
<p>Ⅲ 単価積算基準</p> <p>1 基本的事項 この基準は、建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、本基準以外については、公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。）第2編から第5編及び公共建築工事積算基準等資料（以下「基準等資料」という。）第3編第2章から第5章による。</p> <p>2 単価及び価格の算定 (1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。 なお、材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨、木材及びスクラップの価格変動が大きい資材及び建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-28のとおりとする。ただし、コンクリートは岡山県公共工事設計資材単価による。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、<b>その他</b>等の各要素と単位施工当たり必要とされる数量（以下「所要量という。」）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。 ア 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。 なお、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-29のとおりとする。 イ 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。 ウ 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物</p>	<p>Ⅲ 単価積算基準</p> <p>1 基本的事項 この基準は、建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、本基準以外については、公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。）第2編から第5編及び公共建築工事積算基準等資料（以下「基準等資料」という。）第3編第2章から第5章による。</p> <p>2 単価及び価格の算定 (1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。 なお、材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨、木材及びスクラップの価格変動が大きい資材及び建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-28のとおりとする。ただし、コンクリートは岡山県公共工事設計資材単価による。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たり必要とされる数量（以下「所要量という。」）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。 ア 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。 なお、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-29のとおりとする。 イ 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。 ウ 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物</p>



価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

オ その他

「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表－8参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」により、採用都市は「広島」とし、単価基準第2編から第4編に定める工種に適用する。その適用については別表－30のとおりとする。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定（以下「補正市場単価」という。）することができ、補正方法は次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては基準等資料の各章による。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

$a'$  = 補正市場単価  $A'$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

$a$  = 市場単価  $A$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

(4) 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（「参考歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」により、採用都市は「広島」とし、単価基準第2編から第4編に定める工種に適用する。その適用については別表－30のとおりとする。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定（以下「補正市場単価」という。）することができ、補正方法は次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては基準等資料の各章による。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

$a'$  = 補正市場単価  $A'$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

$a$  = 市場単価  $A$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

(4) 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（「参考歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

- (2) 労務  
労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。
- (3) 機械器具  
機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。
- (4) その他  
「その他」は、別表－31から別表－33の工種毎の率による。

#### 4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、単価基準第2編から第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。
- (6) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無及び運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

#### 5 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

- (2) 労務  
労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。
- (3) 機械器具  
機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。
- (4) その他  
「その他」は、~~下請経費及び小器材の損耗費等であり、~~別表－31から別表－33の工種毎の率による。

#### 4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、単価基準第2編から第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。
- (6) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無及び運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

#### 5 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

#### 表－8 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。

現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、

一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益